

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 6 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2012

課題番号：20530016

研究課題名（和文） 韓国憲法論における民主主義理念の位置づけ

研究課題名（英文） Positioning the Democracy Concept in Korean Constitutional Theory

研究代表者

國分 典子（KOKUBUN NORIKO）

筑波大学・人文社会系・教授

研究者番号：40259312

研究成果の概要（和文）：

本研究は、民主化以降の発展が目覚ましい韓国を素材に、韓国憲法史の変化のなかで、民主主義概念がどのように理解されてきたか、それが今日の憲法論における国家理解にどのように関係しているかを多面的に分析・考察したものである。

自由主義的民主主義と立憲主義との関係という観点からのみでは捉えられない共和主義的要素が重要であることを指摘し、韓国憲法の有する民主主義観の独自性、アジアの特徴を考察した。

研究成果の概要（英文）：

This study focuses on the notion of democracy in Korean constitutional law, and analyzes how it has been understood in a change of the history of Korean Constitution and how it is related to the concept of state in contemporary Korean constitutional studies.

In this study, it is argued that republicanism has the important role in Korean democracy, which should not be understood only as the relationship between liberal democracy and constitutionalism. This study also discusses about originalities and Asiatic characters of the democracy inherent with Korean constitutional law.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：憲法学、公法学、政治学、思想史、東洋史

## 1. 研究開始当初の背景

本研究を始めるにあたっては、以下のよう  
な背景があった：

### (1) 韓国史における「民主主義」の重要性と 憲法学の視点からの体系的検討の必要性

戦後の韓国の発展過程は民主化の過程で  
あり、憲法の発展も民主化と切り離して考  
えることはできない。9回に渡って改正さ  
れてきた憲法においても、常に前文で最  
も中心的な理念として掲げられてきた  
のが民主主義であった。韓国の民主化  
ないし民主主義については既に多くの  
研究がある。しかしほとんどは、政治  
学ないし歴史学の観点からの分析で  
あった。

韓国の憲法の分野で民主主義をテーマ  
とする研究はもちろんないわけではない。  
しかしそれらは現行憲法における大統  
領制や議会制度等の個々の具体的な問  
題点の解説・分析であり、そもそも民  
主主義理念そのものが韓国においてど  
のように捉えられているかの法学的官  
からの体系的検討は行われてきていな  
かった。

### (2) 民主主義と立憲主義の関係性につ いての実証的視点からの検討の必要性

民主主義と立憲主義の関係については、  
今日、現代憲法の根本的テーマとして  
しばしば採り上げられ、原理的な視点  
からの考察が行われてきている。しか  
し、こうしたテーマについては理論的  
考察も重要ではあるものの、実際の  
各国憲法における議論からの再照射  
という視点が欠かせない。また従来  
の理論的考察がそもそも主に欧米の  
理論を基盤に進められてきたことを  
考えると、これを普遍的議論と捉え  
るべきか、地域的特殊性を考慮すべ  
きか、ということの再吟味も必要で  
あると考えられる。民主主義と立憲  
主義の関係に関しては憲法学におい  
て、アジア諸国憲法の実態に照らし  
ての研究は行われていない。

### (3) これまでの研究との継続性

研究代表者は、本研究以前に朝鮮王  
朝末期（開化期）から大韓民国建国に  
かけての憲法思想を研究してきた。そ  
こで民主主義に関連して解明できた  
ことは、韓国では民主主義が民族主  
義と一定の連関をもって論じられて  
きているということである。これは  
独立運動から建国への過程で、立憲  
主義的な観点からの個人の尊厳や人  
権の尊重よりも民族の自立を重視し  
、民族的一体性を基礎とした民主主  
義に基づいて立憲国家を捉えるとい  
う見方を生み出した。この点で、韓  
国の立憲主義と民主主義の関係性を  
考える場合、民族主義を背景にした  
民主主義が立憲主義のあり方を規定  
するという傾向が見られるように思  
われ、現代にその問題がどうつなが  
っているの

かがさらなる検討課題である。

## 2. 研究の目的

### (1) 韓国憲法理論史の鳥瞰と総括

研究代表者は、「背景」で述べたよう  
に、朝鮮王朝末期から大韓民国建国に  
至る流れのなかで、韓国の憲法思想  
がどのように展開されてきたのかに  
関心をもって研究を進めてきた。本  
研究では、建国以前の憲法思想の基  
盤が建国後の発展、および現代の憲  
法理念にどのように影響し、また変  
化してきたかを考察することにより  
、韓国憲法史を通じての民主主義の  
もつ意味を体系的に把握することを  
目的としている。また、それをもつ  
て、これまで現代憲法の解釈学に偏  
りがちであった韓国憲法を理論史的  
な視点から鳥瞰し、総括することにつ  
ながりたいと考えている。

### (2) アジア地域の民主主義についての 法的視座の提供

植民地支配→独立→権威主義体制→  
民主化という図式は、韓国のみならず  
、多くのアジア諸国に共通するもの  
である。アジア諸国の多くに共通  
な路線の中に現れた韓国民主主義  
の法的意味を分析することにより  
、アジア地域における民主主義の特  
徴、民主化定着に寄与する法制度  
のあり方についても一定の示唆を  
見出すことを目的としている。

### (3) 立憲主義と民主主義の関係性につ いての地域的視点の提起

立憲主義と民主主義の関係性につ  
いての抽象的議論に対して、各国  
憲法のもつ地域的歴史的特殊性へ  
の配慮という視点を韓国の例の  
検証を通じて、具体的に提起する  
ことを目的としている。

## 3. 研究の方法

本研究は、以下の3つの視角から  
分析を行っている：

### (1) 立憲主義と民主主義の関係性 に関する韓国の理論状況の分析

立憲主義と民主主義の関係性にか  
かわる韓国における学界の議論の  
概要を確認して日本あるいは欧米  
諸国での議論との異同を分析した。

### (2) 大韓民国建国後の憲法にお ける民主主義概念の変化・発展と その内容についての分析

建国後の各憲法改正前後の議論  
を検討して、改正によって民主主  
義概念がどのような変動を経験  
したかを明らかにした。特に選挙  
制度、国民概念、社会民主主義  
的要素を基調とした経済条項等  
の条文、たたかう民主制を盛り  
込んだ政党条項、等、民主主義に  
関連したトピ

ックに着目して考察した。

### (3) 現代の法制や判例に現れた民主主義についての考え方の分析

現代の第六共和国憲法下での法制や判例を分析し、その中に民主主義理念についてのどのような理解がみられるかを検討し、その意義を考察した。

## 4. 研究成果

研究方法に挙げた3点に従って述べる：

### (1) 立憲主義と民主主義の関係性に関する韓国の理論状況の分析

#### ① 共和主義的民主主義観

韓国憲法は、大韓民国が「民主共和国」であることを定めている。近年、この「共和国」の意味が韓国で再考察されるようになってきていることから、「共和国」概念を重視する憲法学者の立場とその民主主義観を検討した。その結果、現代の憲法学者の議論は、西洋の共和主義についての今日的な議論を基礎としたものであること、その一方で、現代の韓国社会が従来の統治の枠組みを超え、市民運動を通じた草の根的な民主主義の在り方を示していることへの関心が高く、これを法史的な観点から考察しようとする動きも強くなってきていることがわかった。

#### ② 大韓帝国から大韓民国への移行における民主主義観の特徴分析

韓国は、植民地支配下での独立運動の中で君主制から民主制への転換を表明し、国名を「大韓民国」とした。そこで、植民地支配に至る過程での大韓帝国期にどのような法制の改革・変化があったかを分析し、その意義を検討した。また当時の民間の改革運動が民主主義・立憲主義についてどのような視点をもっていったかを考察し、それらが韓国の民主主義観の形成にとってどのような機能を果たしたかを考察した。その結果、当時の民主主義観において自由主義よりは社会主義と親和性を有する考え方が強かったこと、また民族主義的な思考が強かったことを明らかにした。

#### ③ 韓国の状況の比較法的視点からの位置づけ

法思想史的な視点から韓国の民主主義理念や共和国概念がアジアの中でどのように位置づけられるものであるかを検討した。共和国概念のルーツについてはいまだこれからの検討課題が多く残るが、おそらくは中国の革命運動からの影響が強いと考えられる。このことは韓国の民主主義が共和主義的な性格を有する要因となっている。建国後の韓国は冷戦構想の中で反共路線を強く打ち出すが、そのことは必ずしも自由主義的な民主主義を形成することに繋がっていない。共和

主義的な基盤は、一面で独裁体制形成にも影響しているのではないかとと思われる。

### (2) 大韓民国建国後の憲法における民主主義概念の変化・発展とその内容についての分析

#### ① 韓国憲法条文上の「民主的基本秩序」の概念からみた民主主義概念の変化

「自由民主的基本秩序」という憲法上の概念が建国後の歴史の変遷のなかでどのような意味をもったのかを視点として、韓国の民主主義理念の変化を検討した。「自由民主的基本秩序」は、朴正熙政権時代の「韓国的民主主義」という特殊な理解の下で「反共」という意味で理解され、「自由主義的な民主主義」という意味では理解されなかった。その後も「自由民主的基本秩序」の意味は実質的に国家保安法の理解によって規定されるという構造を有していると考えられることを指摘した。

#### ② 現代の福祉政策と社会民主主義との関連性

金大中政権時代の「生産的福祉」論が韓国の建国時の社会民主主義理解と重なる論点を有するものであること、建国以来、体制が変化しても踏襲されてきた憲法の社会権条項や経済条項が、民主化以降、新たな意味をもつと考えられること、現在の市民運動が新自由主義に対し、社会民主主義的な路線を支える新たな要因となっていることを示した。

### (3) 現代の法制や判例に現れた民主主義についての考え方の分析

#### ① 「自由民主的基本秩序」についての学説・判例の分析

韓国憲法条項上の「自由民主的基本秩序」は、学説・判例上、国家保安法の規制対象との関連で理解されてきていると考えられる。その理解は軍事政権時代から民主化への流れのなかでは、韓国的民主主義から多元的民主主義へ、北朝鮮に対しても単純な敵対ではなく平和的統合を視野に入れるべき対象へと推移してきていると捉えられる。

#### ② 領土条項と統一条項からみた民主主義の理念

領土条項と統一条項の間の矛盾に関連して北朝鮮の韓国憲法上の位置づけをとり上げ、それが韓国の国民概念にどのように反映するのかについて考察し、分断状況での韓国の国民国家形成の困難性を指摘した。

#### ③ 韓国国籍法の複数国籍容認による国民概念の変化

韓国国籍法は近年、条件付きで複数国籍を許容する制度を導入した。こうした政策は移民国家への移行政策と相俟って、従来の国民国家観に変更を迫るものといえる。複数国籍が国民の流出を防ぐ政策という面をもつ

方で、「国民」概念自体が変容することによって、従来の民族主義的民主主義が変容する可能性を指摘した。

④韓国違憲審査制の民主主義的視点からの位置づけ

韓国の憲法裁判所制度における判決の効力や違憲審査の範囲の考察から、司法への不信→違憲審査の政治性の承認→民主的制度構築という大陸法思想を受け継ぐ制度のひとつの範型とみることができるのではないかとすることを指摘した。

以上のような諸論点を総合すると、韓国憲法上の民主主義理念については、共和主義的性格を当初からもっていたこと、共和主義的性格は従来は民族主義的な視点、反共的な視点と結びついて、非自由主義的な独裁を容認する方向性にも結び付いたこと、しかしながら民主化以降は市民運動と結合して新しい社会民主主義的な傾向を生むと共に、国民概念に関しては移民国家政策や複数国籍容認政策を通じて「国民国家」概念を超えた「市民国家」形成への可能性をも秘めていることが指摘できるように思われる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 7 件)

- ① 國分典子、「韓国における複数国籍の容認と国家観の変化」、孝忠延夫・安武真隆・西平等編『多元的世界における「他者」』、関西大学マイノリティ研究センター報告書、下巻、2013、1-26、査読無
- ② 國分典子、「俞吉濬の『政治学』」筑波法政 52 号、2012、89-97、査読無
- ③ 國分典子、「大韓帝国から大韓民国へ—民主共和国に至る背景」亜細亜女性法学 14 卷、2011、39-67、査読有
- ④ 國分典子、「公法と法思想史—東アジアの視点から」公法研究 73 号、2011、95-106、査読無
- ⑤ 國分典子、「民主主義と違憲審査制度」(中国語翻訳) 中国憲法年刊 (中国法学会憲法研究会)、2009、167-175、査読無
- ⑥ 國分典子、「北東アジア『非西洋』のアイデンティティ：韓国を中心に」法律時報 81 卷 8 号、2009、102-107、査読無
- ⑦ 國分典子、「韓国における福祉政策の位置づけ」、憲法問題 20、2009、20-32、査読無

[学会発表] (計 5 件)

- ① Noriko Kokubun, Nation Building and Constitutional Thought in Northeast Asia: the Cases of Korea and Japan,

International Conference supported by Academy of Korean Studies, “The Spirit of Korean Law: The Identity and Evolution of Korean Law and the Legal System”, 11<sup>th</sup> April, 2013, École Normale Supérieure de Lyon Cite Buisson, フランス、リヨン市

- ② 國分典子、「東アジアにおける憲法思想の形成とその特殊性」国際セミナー：アジアにおける憲法的価値の実現、2012 年 12 月 20 日、大韓民国大邱市慶北大学校
- ③ 國分典子、「韓国憲法史における大韓民国臨時憲法の位置づけ」第 47 回国史編纂委員会韓国史学術会議、2012 年 4 月 10 日、大韓民国ソウル市、プレスセンター
- ④ 國分典子、「公法と法思想史—東アジアの視点から」日本公法学会、2010 年 10 月 10 日、東京、上智大学
- ⑤ 國分典子、「民主主義と憲法裁判」第二回東亜細亜憲法論壇、2009 年 8 月 22 日、中華人民共和国ハルビン市、黒竜江大学

[図書] (計 7 件)

- ① 國分典子、「日本における『国民』を巡る議論と問題」國分典子・申平・戸波江二編『日韓憲法学の対話 I 総論・統治機構』、尚学社、2012、111-129
- ② 國分典子、慶應義塾大学出版会、『近代東アジア世界と憲法思想』、2012、327
- ③ 國分典子、「韓国憲法における民主主義の理念」、曾我部真裕・赤坂幸一編 大石眞先生還暦記念『憲法改革の理論と展開』上巻、信山社、2012、101-123
- ④ 國分典子、「国境ならぬ国境—韓国の領土条項と統一条項」上川通夫編『国境の歴史文化』清文堂、2011、42-68
- ⑤ 國分典子、「韓国の国家概念」문광섭/신평공편, 『헌법학의 과제-긴효전 교수정년기념 논문집』(ムン・クァンソプ/シン・ピョン共編『憲法学の課題—金孝全教授停年記念論文集』) 法文社、2011、1-22
- ⑥ 國分典子、「韓国における『民主共和国』の概念」、孝忠延夫編『差異と共同—「マイノリティ」という視角』、関西大学出版部、2010、29-52、査読無
- ⑦ 國分典子、「東アジア編総論」、稲正樹・孝忠延夫・國分典子編『アジアの憲法入門』日本評論社、2010、2-25

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

國分典子 (KOKBUN NORIKO)  
筑波大学・人文社会系・教授  
研究者番号：40259312